

議案第77号

平成29年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度館山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年11月30日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活習慣病予防事業に係る委託料	平成30年度	33,500
総合検診等通知発送業務委託料	平成30年度	2,500
レセプト点検委託料	平成30年度	6,500
納税通知書作成等業務委託料	平成30年度	1,500

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの 支出(見込)額		当該年度以降 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
生活習慣病予防事業に係る委託料	33,500			平成30年度	33,500	12,134		4,690	16,676	
総合検診等通知発送業務委託料	2,500			平成30年度	2,500			2,500		
レセプト点検委託料	6,500			平成30年度	6,500			6,500		
納税通知書作成等業務委託料	1,500			平成30年度	1,500			1,500		